

2023 年 9 月

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

インボイス制度に向けた当行の対応について

2023 年 10 月 1 日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されるのに伴い、当行ではインボイス制度への対応方法を下記のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

また、当行は、適格請求書発行事業者としての登録（登録番号：T4370001003366）を受けておりますので、お客さまが当行に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税について、当行の交付する適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、具体的な税務手続き等につきましては、顧問税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- （1）営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

※2023 年 9 月 25 日以降のお取引より、発行いたします。

- （2）営業店窓口に着付の振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている手数料受領書をインボイスとしてご利用いただけます。

- （3）紙でお渡しするインボイスは、再発行は致しかねますので大切に保管ください。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

- （1）預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、E B サービス（法人向けインターネットバンキング等）を含み、インボイスの要件を満たした「各種手数料口座振替のご案内（インボイス）」を作成のうえ発行いたします。

(2) 「各種手数料口座振替のご案内 (インボイス)」は、毎月 1 日から月末日までの 1 カ月分を集計し、お取引のあった月毎に毎月発行します。

※初回の発行は 2024 年 2 月 (2023 年 10 月～2024 年 1 月お取引分) となります。2024 年 2 月より前にインボイスが必要なお客さまは、お取引店の窓口までお申し出ください。

3. ATM および自動両替機でのお取引について

ATM および自動両替機でのお取引につきましては、手数料が原則として 3 万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

つきましては、ATM および自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する帳票の見直しは行いませんので、ご承知おき願います。

4. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当行がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当行が消費税を含む代金 (対価) をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

5. その他

ご不明な点などございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上